

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と、上小トラック協会（以下「乙」という）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）発生に際し、応急生活物資（以下「物資」という）の緊急輸送に関し、次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における物資の緊急輸送に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資の緊急輸送の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請書をもって物資の緊急輸送を実施するものとする。

ただし、応援要請書（様式第1号）によることが困難なときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- (1) 災害状況及び応援を必要とする理由
- (2) 必要とする台数
- (3) 輸送場所
- (4) その他必要事項

（要請に対する協力）

第3条 1 乙は、甲から前条の要請を受けたときは特に業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに輸送業務を行うものとする。
2 甲は、乙の緊急輸送を円滑に行うために標示旗、現地への誘導及び現地での指示等必要な援助を行うものとする。

（輸送業務）

第4条 甲の要請により輸送に従事する乙は、応援要請書に記載された甲の担当者の指示に従い指定された場所で物資を受領し、指定された場所へ輸送するものとする。

（事前計画）

第5条 緊急輸送の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならぬ。

（経費の負担）

第6条 乙が緊急輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する緊急輸送にかかった経費は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の支払）

第8条 乙の請求に当たっては、乙の緊急輸送業務の活動実績を集計した活動実績報告書（様式第2号）の請求書に添付して甲に対し一括請求するものとする。甲は、適正な請求書受理後その費用を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、平成17年1月28日からその効力を有するものとし甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を維持する。

（協議）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成17年1月28日

甲 東御市県281番地2

東御市長

土屋哲男
長野県
東御市
長之印

乙 上田市大字殿城581番地6
上小トラック協会

会長

岩下勝美
司馬

